

判例研究

〔商法 五〇九〕

株式交換無効の訴えにおける名義書換未了の株主の原告適格

名古屋地裁一宮支部平成二〇年三月二六日判決
平成一九年(ワ)三三九号株式交換契約無効確認請求事件
金融商事判例二二九七号七五頁

〔判示事項〕

実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株式交換無効の訴えの原告適格を認めることはできない。

〔参照条文〕

会社法八二八条二項一―号・一三〇条

〔事実〕

Y₁株式会社(被告)は、昭和三二年一月に設立され、住宅設備機器・建築設備機器・染色機械の製造及び販売を主たる事業とする株式会社であり、その発行する株式を株式会社ジャスダック証券取引所に上場していたが、平成一九年二月に上場廃止となった。Y₂株式会社(被告)は、平成

一八年一〇月に主に買取目的会社として設立され、総合木質建材メーカーであるA株式会社の完全子会社である。Y₂会社は、平成一八年一二月に、Y₁会社の株式を公開買付により取得し、Y₁会社の総株主の議決権の九六・二六%に当たる議決権を保有する株主となった。

Y₁会社は、平成一九年一月二三日、取締役会を開催し、会社法七八四条一項の規定に基づき、略式交換の手続により株主総会の承認を経ずに、①Y₂会社を完全親会社、Y₁会社を完全子会社とする株式交換を行うこと、②株式交換比率は、Y₁会社株式一〇〇万株に対して、Y₂会社株式四・二五株の割合とすること、③効力発生日を平成一九年三月一日とすること等を内容とする株式交換契約(本件株式交換

契約)を締結する旨決議し、Y₁会社とY₂会社は、平成一九年一月二三日、本件株式交換契約を締結した。Y₂会社の株主総会は、平成一九年二月七日、本件株式交換契約を承認する旨の決議を行った。

そこで、Y₁会社の実質的株主であると主張するX(原告)は、①事業再編が提案された段階で特別支配会社が存在しないような場合には、一般株主の意思形成を図る場を一方的に奪ったり、少数株主を排除するような略式株式交換を採用したことは手続上の法令違背がある、②本件株式交換について承認を求める株主総会が開かれていれば、Y₂は特別利害関係人に該当することになるし、株式交換比率が不当である上に、何ら企業価値の上昇をもたらさない株式交換であることからすると、著しく不当な決議になることは明らかであるから、本件株式交換は、このような瑕疵ある株主総会決議を潜脱するために略式株式交換の手続をとったものであるから、その手続において瑕疵がある、③MBOの場合、TOBの買付価格については慎重に設定すべきであるし、また株主に対して買付価格の設定方法等について、詳細な説明をする義務を負っていると解すべきであるが、本件株式交換が略式株式交換という形式で行われたことによって、株主総会において情報を収集し、意見を

表明する場を奪われたと主張して、株式交換無効の訴えを提起した。

しかし、Xは、本件株式交換の効力発生日前日である平成一九年二月二八日の時点において、Y₁会社の株主名簿(実質株主名簿も含む)に、株主として記載されていないかつた。なお、XがY₁会社に対し、株主名簿の名簿書換請求をしたことはない。

〔判旨〕 訴え却下

「会社法八二八条二項一一号は、株式交換無効の訴えの提訴権者を、『当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であった者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかった債権者』に限定しているところ、株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができないのであるから(会社法一三〇条一項)、実質的な株主であっても株主名簿の書換えを行っていないければ、株主たることを会社に対抗することができず、株主としての原告適格を認めることもできないというべきである。したがって、XがY₁会社の実質的株主であっても、株主名簿の名義書換

をしていない以上、本件株式交換無効の訴えの原告適格は認められない。」

「会社法一三〇条一項は対抗要件を定めたものであるから、会社が名義書換未了株主を株主として認めて、同人の権利行使を容認することは差し支えないが（最高裁判昭和三〇年一〇月二〇日第一小法廷判決・民集九卷一一号一六七頁）、会社がその者が実質的株主であることを認識しているからといって、その者を株主として扱わなければならぬ義務を負うわけではないから、単に会社が実質的株主であることを認識しているというだけでは、名義書換なくして株主たる地位を会社に主張し得る根拠とはならない。もともと、会社が従前、当該名義書換未了株主を株主として認め、権利行使を容認してきたなどの特段の事情が認められる場合には、訴訟において会社が名義書換の欠缺を指摘して株主たる地位を争うことが、信義則（禁反言）に反して許されないと判断されることがあり得る。」

〔研究〕

判旨に賛成するが、一部疑問がある。

一 本件の争点は、①株式交換の効力発生日において完全子会社となる会社の株主名簿に記載されていなかった株主

は、株式交換無効の訴えの原告適格を有するかであるが、附随的に、②原則として株主名簿上の株主のみが原告適格を有するとしても、会社の株主に対する処遇に応じてその例外が認められるかが争点となる。

①の争点については、会社法一三〇条は、株式の譲受人は株主名簿の名義書換をしなければ会社に（株券不発行会社では会社以外の第三者にも）対抗できないと規定しており、これが株主としてのあらゆる権利行使に妥当するとすれば、株式交換無効の訴えの原告適格も否定されることになる。この点につき、東京地判平成二年二月二七日金判八五五号二二頁は、新株発行無効の訴えについて名義書換未了の株主の原告適格を否定しており、大阪地判昭和三十五年一月九日下民集一一卷五号一一三九頁、東京地判昭和四五年一月九日下民集二二卷一一・一二号一四四七頁（傍論）は、株主総会決議取消の訴えについて名義書換未了の株主の原告適格を否定している（なお、東京地判昭和四六年八月一六日判時六四九号八二頁は、株主名簿の記載がなくとも、株主権確認及び株主名簿の名義書換の認諾調書を有する株主は、株主総会決議取消の訴えの原告適格を有するとした）。その意味では、本判決は一般に理解されているところを確認したにとどまり、その射程距離は少な

くとも提訴権者が限定されている会社法上の訴えすべてに及ぶと思われる(なお、東京地決平成二一年一月三〇日金判一三三八号四五頁とその抗告審たる東京高決平成二一年一月二日金判一三三八号四〇頁は、社債・株式等振替法上の振替株式を有する株主が社振法一五四条所定の個別株主通知を行っていないため、会社に対して株主であることを対抗できないとして、募集株式発行差止め処分申立を却下した)。一方、学説では、会社法上の訴えにおいて名義書換未了の株主の原告適格を肯定する見解もわずかに存在したが、本判決を契機として、改めて原告適格を肯定する見解が主張されている(なお、周劍龍「本件判批」金融商事判例一三一五号二二頁は、立法論としてその必要性を示唆する)。そのため、この問題の再考を要することとなった。

②の争点については、本判決も引用するように、会社は自己の危険において名義書換未了の株主の権利行使を認めてもよいと解するのが判例の立場であり、また多数説でもある(石井照久「鴻常夫『会社法第一巻』二五八頁、鈴木竹雄「竹内昭夫『会社法(第三版)』一五九頁、北沢正啓『会社法(第六版)』二四八頁、江頭憲治郎『株式会社法(第三版)』二〇三頁、弥永真生「リーガルマインド会社法

〔第二二版〕八五～八六頁、青竹正一『新会社法(第三版)』二二二頁、山本爲三郎『会社法の考え方(第七版)』二二〇～二二一頁等。株主平等の原則の徹底を条件とするものとして、河本一郎『現代会社法(新訂第九版)』一九二～一九三頁、前田庸『会社法入門(第二二版)』二六四頁、石山卓磨『現代会社法講義(第二二版)』一四七頁等)。しかし、この見解に対しては異論も根強く主張されているため、再検討の意義を失っていない。また、例外的に名義書換未了の株主に原告適格が認められる場合があるとしても、本判決の理由づけにはなお検討の余地がある。

二 ①の争点について、名義書換未了の株主の原告適格を肯定する見解は、以下の点を根拠とする(弥永真生「本件判批」ジュリスト一三六五号九三頁、同「会社の組織に関する訴えと株主の原告適格」慶應法学一〇二〇三～二〇七頁)。⑦(会社の組織に関する訴えの提起は、現行会社法の条文の構造上、原告適格の問題として整理されており、株主権としての訴えの提起権という整理にはなっていない)、会社の組織に関する訴えの提起は会社に対して一定の行為を要求するものではなく、裁判所に対して裁判を求めらるものであるから、会社に対する権利行使と位置づけることは不自然である(三木浩一「株主名簿に仮名で登録され

ている株主の総会決議取消訴訟における当事者適格」判例タイムズ六九六号三一（三二頁も、「近代法は、実体的権利ないし利益の帰属主体と訴訟における正当な当事者（当事者適格者）」とを概念的に峻別する建前であるから、会社に対する対抗力という実体法固有の問題を、無媒介に訴訟上の当事者適格の決定に持ち込むことは許されない」、「原告適格は、裁判所に対する訴え提起の適法要件であり、会社に対する対抗の問題とは直接の関係はない」とする）。

④原告適格を名義書換未了の株主に認めるかどうかは、株主名簿制度の趣旨である会社の事務処理の便宜・集团的法律関係の画一的処理の要請とは関係がないし、株主の取扱について会社が免責されるか否かも問題とならないから、名義書換未了の株主に原告適格を認めても、会社法一三〇条の趣旨を没却しない（ほぼ同旨、三木・前掲三二・三三頁）。

⑤民事訴訟の一般理論として、本案判決を求めるとき法的利益を有する者が正当な当事者であり、「訴訟物である権利関係の存否の確定について、法律上の利害の対立する者」が当事者適格者であるのが原則であると説かれるところ、名義書換未了の株主も株式交換の条件などによって経済的不利益を受けることに変わりがない以上、原告適格を認めないとすべき実質的根拠はなく、しかも会社法

八二八条二項は、株主名簿上の株主に限定する文言を含んでいないから、限定解釈することは適切ではない（吉本健一「判批」判例時報一四〇六号一八七頁も、合併の違法を是正して自己の利益を擁護する必要性について、株主として有する利害は株主名簿上の名義の有無によって相違はないから、名義書換未了の株主であっても合併無効の訴えを提起できると解する。三木・前掲三二頁は、未登録株主が登録株主に比べて真剣に訴訟追行をしないと断ずる理由はないし、原告勝訴の場合のみの片面的対世効の場合には誰が原告となるかはさほど重要ではないから、「訴訟上の正当な当事者」といえるとする）。

⑥訴訟当事者の一方である会社が実質的株主を株主として認めればその者には原告適格が認められ、会社が拒めば原告適格が認められないということが、民事訴訟の基本構造あるいは会社法が原告適格を限定している趣旨と整合的であるといえるか。

⑦と⑧については、提訴権者（原告適格）の限定されている会社法上の訴えはもとより、提訴権者に制限のない株主総会決議無効・不存在確認の訴えについてでさえ、その提起は株主権の行使であり、会社に対して株主として主張できることが確認の利益を基礎づけるとして、株主名簿上の株主が原告となりうると解されてきた（東京地方裁判所

商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ〔第二版〕』三七四頁)。会社法上の訴えの提起が株主権の行使といえるか、会社に対して権利行使できない株主が会社法上の訴えを提起できるかは、判例では旧商法二〇三条二項(現会一〇六条)をめぐむる問題として現れてきたが、最判平成二年一月四日民集四四卷九号一六五頁は、共同相続人の有する株式が発行済株式の全部に相当し、共同相続人のうちの一人を取締役に選任する旨の総会決議がなされたとしてその旨登記されている場合には、旧商法二〇三条二項に基づき権利行使者を指定していなくても、他の共同相続人は例外的にその総会決議不存在確認の訴えにつき原告適格を有すると解しており、これは、会社に対して権利行使できない株主には総会決議不存在確認の訴えの原告適格は認められないことを前提とする(合併無効の訴えについては、最判平成三年二月一九日判時一三八九号一四〇頁参照)。これに対しては、総会決議不存在確認の訴えには提訴権者の限定はないため、権利行使者でない共同相続人であっても、直ちに原告適格がないとはいえないとする見解もあるが(中島弘雅「判批」民商法雑誌一〇六卷三号九八〜九九頁、吉本・前掲一八七頁等)、取締役選任決議不存在確認の訴えについては、部外者が確認の利益を有することはきわめて稀で

ある以上、株式の共有者であるからこそ確認の利益があり、総会決議不存在確認の訴えの提起は旧商法二〇三条二項の「株主ノ権利」に含まれると解されてきたのである。

思うに、会社の組織法上の行為の効力を争う訴えにおいて無効判決を得た場合、その効力は会社に対して生ずるのであるから、訴えを提起できる株主は会社の法律関係を変動させうる地位にあることを要する。この点につき、自益権と共益権は、権利が株主の個人的利益と株主共同の利益のいずれに向けられているかを基準として区別するのが通常であるが、株主は自己の経済的利益を図るために会社に出資して株主となった以上、株主たる地位から生ずる権利がその個人的な利益以外に向けられているとは考えられないとして、両者の分類基準を権利行使の目的である法律効果の相違に求め、自益権とは権利行使の効果が直接に株主に帰属する権利であり、共益権とは権利行使の効果が直接に会社に帰属する権利であると解する見解も主張されている(倉澤康一郎『商法の基礎(三訂版)』一〇九〜一一〇頁、宮島司『新会社法エッセンス(第三版補正版)』九〇頁)。この見解によれば、会社の組織法上の行為の効力を争う訴えを提起する権利はまさに共益権に属することになるから、共益権を行使できる資格として株主名簿の名義書

換を要することになる。そして、株主としての地位に基づいて有するさまざまな権利は究極的には株主の個人的な利益の実現を目的としており、共益権は株主が自己の経済的利益を実現ないし保全するための間接的な権利であるといふことができるが、名義書換未了の株主が自益権も共益権も行使できないということは、会社との関係において株主としての利益を実現どころか保全もできないということの意味する。したがって、名義書換未了の株主は社団関係に基づき不利益を甘受せざるをえない。また、会社の組織法上の行為の効力を争う訴えの提起は、その行為によって不利益を受ける株主だけに認められるわけではない。招集通知を受けた株主が他の株主に対する招集通知漏れを理由として株主総会決議取消の訴えを提起することができるように（最判昭和四二年九月二八日民集二二巻七号一九七〇頁）、会社の組織法上の行為の効力を争う訴えは、違法・不当な行為に対する監督是正機能の発動としての側面をも有する。まして対世効のある形成訴訟については、当事者適格者は判決効の拡張を正当化するに足りる程度に十分な訴訟追行を期待できる利害関係人であることを要すること（新堂幸司『新民事訴訟法（第四版）』二八五頁）に鑑みれば、株主は会社に対して監督是正権を行使しうる資格を有

していることが前提となるというべきである。ちなみに、手形を喪失した者は、除権決定を得て手形を所持しているのと同様の資格を回復しない限り、手形訴訟を提起できない。権利を表章する手形の所持とそうでない株主名簿の記載を単純に比較することはできないが、実質的権利者でありながら権利行使要件としての形式的資格を有しない点において異ならない。このように考えていくと、株主としての権利行使要件たる株主名簿の名義書換を欠く場合には、少なくとも形成訴訟たる会社法上の訴えについては、これを提起できないと解さざるをえない。少数株主権における持株要件充足の有無や一定の権利における株式継続保有期間充足の有無も株主名簿の記載を基準として形式的に判断されると解されることも（代表訴訟を提起できる株主の株式継続保有期間につき、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法（6）』三六六頁「北沢正啓執筆」、会社法上の訴えにおける原告適格の有無は株主名簿の記載を基準とすべきことを裏づける。また、投資ファンド・投資信託等を利用して間接的に株式を保有する場合には、実質株主は名義株主との法律関係に基づき名義株主を通じて訴えを提起すればよい（後藤元「平成二〇年度会社法関係重要判例の分析（上）」商事法務一八七二号八頁参照）。

①と⑤については、株主名簿制度の趣旨との関連において、株主名簿の記載の効力をどのように解するかにかかわるため、②の争点と併せて検討することとしよう。

三 ②の争点について、会社が自発的に名義書換未了の株主の権利行使を認めることは差し支えないと解する理由としては、次のような点が挙げられる。①会社法一三〇条(旧商二〇六条一項)は名義書換未了の株主は会社に対抗することができないと規定しているが、これは文字通り名義書換が会社に対する対抗要件にすぎないことを意味しており、対抗要件の性質上これをみたしていない株主の権利行使を会社が自発的に認めることは妨げられない。②株主名簿制度は会社の事務処理上の便宜を図るために認められたものであるから、会社がその便宜を放棄することは差し支えない。③もはや株主としての地位を失った株主名簿上の株主に権利行使させなければならぬとすることは不当である。④の根拠を強調すれば、会社は実質株主を確知しうる限り、実質株主に権利行使させるべきことになるから、会社が実質株主を認識しているからといってその者を株主として扱わなければならないわけではないとする本判決の判示は、必ずしも自明とはいえない。なお、新会社法は、基準日株主の権利を害しない限り、基準日後に株式を

取得した者に対しても、会社の判断により議決権を行使させることもできるとしている(会二二四条四項)。この規定に鑑みれば、基準日前に株式を取得した者に対してはなおさら議決権を行使させてもよさそうであり、これは広く株主権一般につき名義書換未了の株主の権利行使を許容する解釈への道を開く。

これに対して、株主名簿制度の趣旨は株主名簿の記載に従って株主関係を画一的に処理することであり、会社は名義書換未了の株主の権利行使を認めることはできないと解する見解も有力に主張されてきた(松田二郎『会社法概論』一六七頁、西原寛一『会社法(第二版)』一三三頁、大隅健一郎「株式の名義書換の効力について」『会社法の諸問題(新版)』二〇五頁以下、大隅健一郎「今井宏『会社法論上巻(第三版)』二八二〜二八三頁、田中誠二『三全訂会社法詳論上巻』四〇一頁、加美和照『新訂会社法(第九版)』二〇二〜二〇三頁、鷹巢信孝「株主の法的地位と株式・株券(四・完)」佐賀大学経済論集四二巻二号九八頁等)。この少数説は、会社が自発的に名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるとすると、会社は株主名簿上の株主と名義書換未了の株主のいずれに権利行使させるかを恣意的に選択できることになるし、株主名簿上

の株主に対してはすでに株主たる地位を失ったことを理由として権利行使を否定し、他方で、名義書換未了の株主に對しては名義書換の未了を理由として権利行使を否定すれば、権利行使の空白状態を生ずることになると主張する。

この批判に対しては、株主平等の原則により会社による株主の恣意的取扱は防止できると反論されるが、権利行使を求めてきた者についてのみ会社が権利行使を認めることにはやはり問題があるし、会社が名義書換未了の実質株主を把握して平等に権利行使させることは、大規模会社では事実上不可能である。また、すでに株主たる地位を失った株主名簿上の株主に権利行使させると、会社は株主名簿上の株主と名義書換未了の株主のいずれに権利を行使させるかを恣意的に選択でき、双方の権利行使の否定により権利行使の空白状態を生ずることのいずれがより不当かという比較衡量は、水掛論になるおそれ大きい。

この問題は株主名簿制度の本質にかかわることであり、その詳細な検討については他日を期することとするが、判例・多数説の見解には以下のような疑問がある。

第一に、判例・多数説は、株主名簿の記載は株券上の資格の反映であり、株主名簿に記載された者は株主と推定されるにすぎないということを前提とする（鈴木竹雄「記名

株券の特異性（その一）」『商法研究Ⅱ』三〇八―三〇九頁）。したがって、会社がその推定を覆して株主名簿上の株主の権利行使を否定し、名義書換未了の株主の権利行使を認めてもよいことになる。しかし、株券占有者に認められる法律上の権利推定（会一三一条一項）は、その者が真の権利者である蓋然性が高いということに基づくのに対して、株主名簿の記載については、実質的権利（株式）は株券によって流通し、実質的権利者は絶えず交代する可能性があるため、実質的権利と一致する蓋然性は必ずしも高いとはいえない（奥村長生「株式の名義書換の効果に関する一試論」松田判事在职四〇年記念『会社と訴訟・上』一〇六頁）。株券発行会社の株式譲受人がすべて名義書換を請求してくるわけではなく、転売目的で株式を取得した者にとって名義書換は不要であるから、株主名簿の記載と実質的権利の所在とが一致しないことは当然に想定されているのである。したがって、株主名簿の記載は本質的に実質的権利の所在とは切り離されて存在するのであり、株主名簿の記載には推定力以上の効力があると解すべきであろう。

第二に、会社は名義書換未了の株主に権利行使させることによって生ずる不利益を甘受しさえすれば、株主名簿の記載に拘束されないのかという点についてである。多数説

のいう「会社の危険において」とは、会社が名義書換未了の株主の権利行使を認めても、その者が無権利者であれば免責されないという意味である。確かに、配当金のような金銭の給付を目的とする権利については、名義書換未了の株主に配当金を支払っても、その者が無権利者であれば、会社は真の株主に対して改めて配当金を支払えば足り、会社が名義書換未了の株主に支払った配当金を回収できなくとも、それは取締役の損害賠償責任の問題とすればよい。しかし、無権利者たる名義書換未了の株主に議決権を行使させれば、株主総会決議は瑕疵を帯び、それは会社のみならず他の株主や第三者の利害にも影響を及ぼすから、名義書換未了の株主に議決権を行使させることは決して会社の危険にとどまるものではない。したがって、株主の権利行使の結果の社団法的特殊性に鑑みれば、株主の取扱には法的安定性の確保が強く要求されることになる。

第三に、会社が株主名簿の記載を離れて実質株主の権利行使を認めた場合、その株式についてその後は何を基準として権利行使者を確定することになるのだろうか。本判決は、例外的に名義書換未了の株主の原告適格を認める可能性の根拠として信義則（禁反言）を援用していることに鑑みれば、会社がいったん名義書換未了の株主の権利行使

を認めても、その後はその株主は名義書換なしに会社に抗できるようになるわけではなく、なお株主名簿の記載が権利行使者確定の基準となることを前提としているようである。しかし、株主名簿上の資格は、新たな名義書換がなされるまで継続して存在するものであるから、会社が名義書換未了の株主の権利行使を容認するということは、株主名簿上の資格の継続性を否定することを意味する。そうであれば、いったん株主名簿上の株主たる資格を否定した以上、その株式につき新たに名義書換がなされない限り、権利行使者確定の基準につき株主名簿の記載に復帰することは認められないはずである。その結果、その株式について権利行使の空白状態を生ずるおそれが出てくる。

このように、会社は画一的に株主名簿上の株主を株主として取り扱わなければならない、名義書換未了の株主に権利行使させることはできないと解することには、十分な理由があるため、株主名簿制度を単なる会社の事務処理上の便宜のための制度と割り切ることは危険である。

もつとも、株主名簿の記載を無視した株主取扱が常態化している場合のように、株主名簿の記載に従った画一的取扱が適当でない場合もありうるが、かかる場合には一般条項によって修正するほかはない。本判決は、結果的には X

の原告適格を認めるべき特段の事情の存在を否定しているが、修正の根拠を一般条項に求める限り、会社が自発的に名義書換未了の株主の権利行使を認めることができるかという名義書換の効力に関する一般論を持ち出す必要はなかったように思われる。

来住野 究